

姫路市農村環境計画〔改訂版〕

【概要版】

未来につなぐ、自然と人が調和した田園環境づくり

目次

I	計画の概要	1
II	基本構想	2
III	広域的環境配慮方針	4
IV	地域別環境配慮方針	7
V	計画の推進	13
VI	計画策定の経過	14

平成28年3月
姫路市

I 計画の概要

（1）計画の位置づけ

これまでの農業・農村は、食料生産の場としての「生産環境」と地域住民の住環境や交流の場としての「社会環境」が重視されてきました。しかし、近年では、多様な環境問題の顕在化により「自然環境」が注目され、これらの環境要素は農業・農村にとって欠かすことのできないものとなっています。これらのバランスを崩した整備を推進することは、農業・農村の有する多面的機能を損ない、中長期的な視点からみると、地域の存立を危うくすることにつながります。このため、今後の農業・農村を考えるうえで、これまで特に軽視されがちであった「自然環境」に配慮し、3つの環境のバランスを考慮した方向を提示していく必要があります。

姫路市農村環境計画は、環境と調和した農業農村整備事業を推進していくための指針となるものです。今後の農業農村整備の実施にあたっては、本計画に基づく環境配慮方策を展開していくこととなります。

（2）計画の改訂

21世紀の農政の基本指針である食料・農業・農村基本法が平成11年7月に制定され、農業生産基盤の整備にあたっては、環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講ずることとされました。さらに、平成14年4月1日から施行された改正土地改良法により、農業農村整備事業は「環境との調和に配慮した事業の実施」が原則となり、農業農村整備事業計画策定の前提として、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」もしくは「農村環境計画」の策定が義務づけられています。これらを受け、本市では平成18年3月に姫路市農村環境計画（旧姫路市）を策定しましたが、平成28年度に目標年次である10年目を迎え、計画の見直し時期となったことから、新市域として統一した計画に改訂することとしました。

計画の改訂は、現行計画（旧姫路市農村環境計画）を基本とし、主に以下の視点を反映しています。

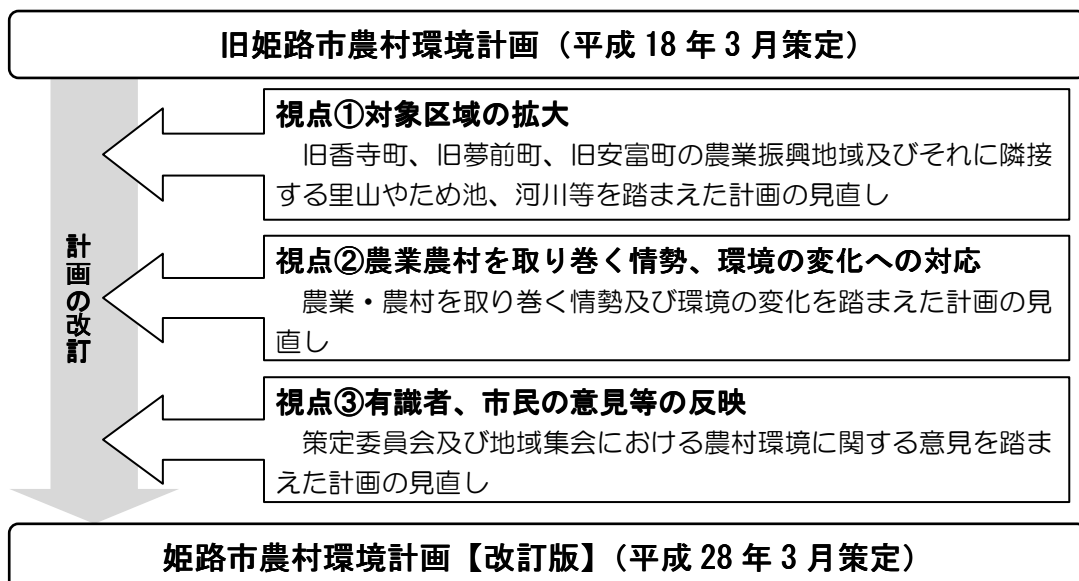


図. 改訂の主な視点

Ⅱ 基本構想

将来像 未来につなぐ、

自然と人が調和した田園環境づくり

播磨の風土に育まれた豊かな歴史文化と多様な自然環境を良い形で次世代へ継承していくことが求められます。このため、環境との調和に配慮した農業農村整備の実施とともに地域住民等による農村資源の維持保全や地域環境活動を支えながら、未来につなぐ自然と人が調和した田園環境づくりに取り組む農村を目指します。

農村地域の将来像である「未来につなぐ、自然と人が調和した田園環境づくり」の実現をめざし、農村地域の環境の現状や課題等を踏まえた環境保全に向けた基本的な方向（基本方針）を「自然環境」「社会環境」「生産環境」毎に設定し、基本方針に基づく体系的・効果的な施策の展開をめざします。

基本方針

[自然環境保全の基本方針]

①自然と共生する環境づくり

- ◆水辺環境の保全・改善・復元
- ◆農地の保全・活用
- ◆里山の保全・活用

[社会環境保全の基本方針]

②個性と魅力あふれる生活環境づくり

- ◆まちなみ景観の保全
- ◆集落周辺緑地・スペースの創出
- ◆生活環境基盤の充実
- ◆歴史・文化資源の保全・活用

[生産環境保全の基本方針]

③豊かな恵みを育む生産環境づくり

- ◆生産基盤の保全・充実
- ◆農業を通じた交流の場の創出

3つの基本方針

①自然と共生する環境づくり

農村地域は、農地や水辺、これらを囲む里山等の風光明媚な景観を有するほか、多様な動植物の生息の場となっています。しかし、農業農村整備事業の進展や水辺・里山の管理不足等により、良好な自然景観や身近な動植物の生息環境が失われつつあります。また、農村の自然環境の維持は、地域住民等の保全活動が不可欠ですが、人口減少や高齢化により、これらの適切な管理が困難になっています。

今後は、現存する良好な自然環境をできる限り保全するとともに、農村資源の維持保全や地域環境活動を積極的に支援していきます。また、失われた自然環境の復元や水辺や里山等の自然を活かした憩いの場の創出に努めていきます。

②個性と魅力あふれる生活環境づくり

農村地域の社会資本は、既に高い水準で整備されてきましたが、近年多発している自然災害に対する防災・減災対策が求められています。また、豊かな自然環境と新たな生活スタイルを求める若者による農村への移住や定年退職を契機とした農村への定住志向がみられることから、さらなる生活環境の充実と魅力的な景観の形成等に努め、住んでみたいと思う魅力ある農村づくりが求められます。

今後は、環境との調和に配慮しつつ、安全性と快適性の確保に向けた生活環境基盤の一層の充実に努めていきます。また、播磨の風土に育まれた自然や歴史・文化を感じる生活環境づくりに向け、農村地域の歴史・文化を楽しむ場の創出や草花等の彩り豊かな景観やゆとりあるオープンスペースの確保等に努めていきます。

③豊かな恵みを育む生産環境づくり

農業従事者の減少や高齢化等が進行し、農地等の維持管理が問題となっている地区も見受けられるなか、地域農業を支える認定農業者への農地集積や集落を単位とした営農体制への転換等が図られつつあります。農業は、食料を供給する役割のほか、その生産活動を通じて様々な役割を有しており、これら農業の有する多面的機能を将来にわたって発揮していくためには、担い手の確保等のほか、生産効率の向上を図る農業生産基盤の整備と保全が不可欠となります。

今後は、周辺環境との調和に配慮しつつ、今後の農業経営体制に応じた汎用性の高い農地の確保に努めます。また、近年、気象状況の変化などにより、集中豪雨や局地的大雨による浸水被害が発生していることから、効果的な防災・減災対策を講じていきます。さらに、都市近郊の立地条件を活かし、農業を通じた消費者との交流の場の創出に努めていきます。

Ⅲ 広域的環境配慮方針

エリア区分

農村地域では、緑豊かな「里山」を背景に「農地」や「集落」、河川、ため池等の「水辺」といった多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ多様な生態系と四季の移り変わりを感じるふるさと景観を形成しています。このため、広域的環境配慮方針では、農村地域を「水辺エリア」「農地エリア」「里山エリア」「集落エリア」に区分し、エリア間の連続性に配慮しながらそれぞれのエリアにおける環境配慮の方向性を明らかにします。

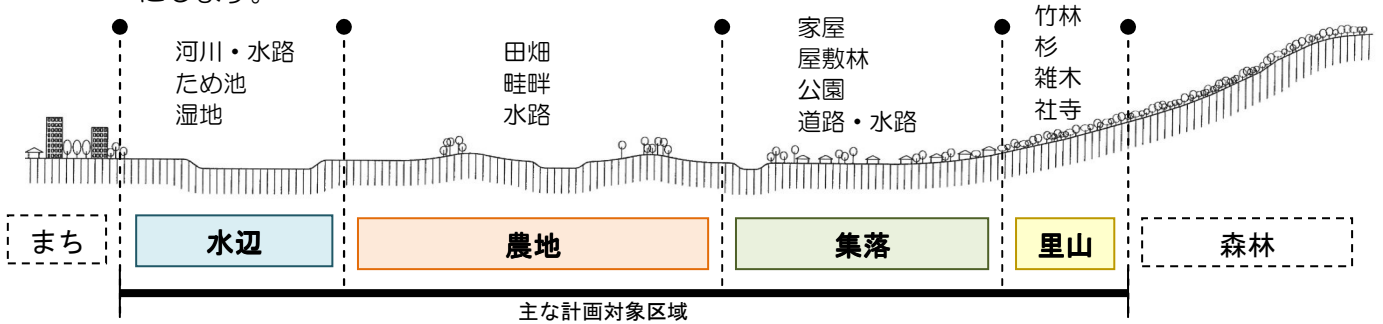


図. 農村地域における水・緑・住・農の構造模式図

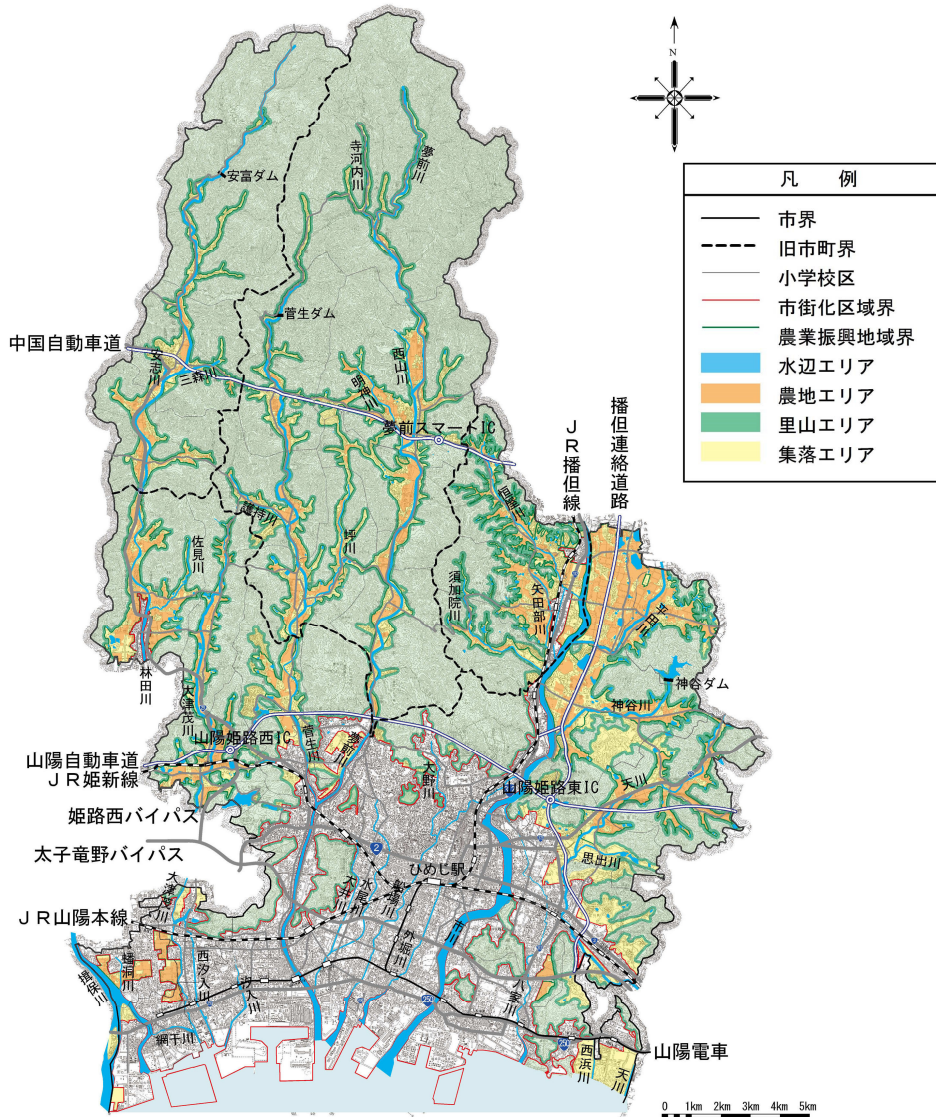


図. 広域的配慮方針図（エリア区分）

エリア別環境配慮方針

水辺エリアの環境配慮方針

河川やため池、水路においては、安定的な農業用水の確保ができるとともに、災害に強い安全で安心な水辺環境づくりに努めていきます。また、各地区の特性に応じて、多様な動植物の生息しやすい自然環境や美しい水辺景観の保全・復元に努めていきます。特に、集落周辺に位置する身近なため池や河川については、地域の憩いの場、コミュニケーションの場としての活用を努めていきます。

農地エリアの環境配慮方針

まとまりのある優良農地に対しては、今後、一層の合理化・近代化を進めていく必要があります。このため、周辺環境との調和に配慮しつつ、今後の農業経営体制に応じた汎用性の高い農地の確保に努めます。また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地維持のための共同活動の支援に努めます。

一方、遊休農地等の利用可能な農地に対しては、農地中間管理機構を活用し、農地の受け手を確保するほか、景観作物の栽培や農業体験の場としての活用を図ります。特に、豊かな自然環境や歴史資源に恵まれた農地等に対しては、自然環境を活かした自然学習の場、または、歴史散策の場として活用を図ります。

市街地周辺の農地に対しては、それ自身が貴重な緑地・オープンスペースであることから、周辺地域との土地利用調整を図りつつ、これらの保全や農業体験への活用を努めます。

里山エリアの環境配慮方針

里山の自然環境や、文化財とその周辺の社寺林との調和により形成される特異な自然・歴史的景観の保全に努めるとともに、これらの地域の自然・歴史・文化が一帯となった環境に人々がふれられるように活用を図ります。また、自然体験等の市民活動を通じて里山の良好な自然環境の保全を図ります。

集落エリアの環境配慮方針

集落に対しては、当区域等から発生する環境負荷の抑制に取り組み、周辺の自然環境と調和した安全・安心な生活環境基盤の創出に努めます。

また、公共施設周辺を中心に緑化やオープンスペースの確保に努め、歴史的面影を残すなどの特色あるまちなみを保全するとともに、地域の特色に応じたルールに基づき、集落景観の保全に努めます。

小規模農地の介在する集落や歴史資源を有する集落に対しては、これらを活かした地域の歴史・文化・農業にふれる場の創出に努めます。

	環境配慮事項	環境配慮の視点	環境配慮方策	
			整備関連	整備を補完する取組み
水辺エリア	①水辺環境の 保全・改善・復元	●動植物の生息環境の確保	・多自然型水辺環境整備の推進 ・魚道・多段式落差工等の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 法令による貴重な動植物の保護 環境調査・モニタリング調査 動植物の保護や植栽等のグラウンドワーク 外来種対策 クリーン作戦 河川内に堆積する土砂及び支障木等の改善 不法投棄の防止対策 水質汚濁物質の使用低減 水質汚染源の常時監視 自然体験・学習イベント ため池ウォーキング等の活用 ため池のかいぼりの実施 防災安全に向けた点検 大雨時の水位調整 施設の機能診断 土地改良の歴史のPR 維持管理体制づくり ため池の事前放流等の取組の促進 ため池県民運動の促進
		●水辺景観の保全	・水際の植生管理の推進 ・水辺の修景整備の推進	
		●水質の保全	・下水道整備等の促進 ・水質浄化機能の整備の推進	
		●維持管理作業性の確保	・階段、スロープ、転落防護柵等の設置の推進	
		●親水空間の確保	・河川親水整備の促進 ・ため池親水整備の推進	
	②生活環境基盤の充実	●快適性・安全性の確保	・老朽ため池等の整備の推進	
	③歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化体験の場の確保	・歴史的土壌改良施設の案内施設の整備の推進	
	④生産基盤の 保全・充実	●生産機能の確保	・井堰やため池、農業用排水施設等の整備の推進	
		●農地・農作物の災害防止	・排水施設等の整備の推進	
		●農業用施設の適切な維持・保全	・井堰やため池、農業用排水施設等の長寿命化の推進	
●防災機能の増進		・ため池の事前放流施設整備の推進		
農地エリア	①農地の保全・活用	●動植物の生息環境の確保	・動植物の生息環境に配慮した生産基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 動植物の保護・管理 ピオトープづくり 環境調査・文化財調査・モニタリング調査 環境にやさしい農業 植栽等のグラウンドワーク 景観作物の栽培 土地改良の歴史のPR 集落営農への取組みと維持管理活動 農地中間管理機構の活用 遊休農地等の有効利用 自然体験 農業体験 学習イベント 田んぼダムの取組の促進
		●田園景観の保全・創出	・沿道の植栽の推進	
		●自然体験の場の確保	・ピオトープ整備の検討	
		●野生鳥獣との共存（鳥獣害防止対策）	・侵入防止柵の設置	
	②集落周辺緑地・スペースの創出	●緑地の確保	・秩序ある土地利用の推進 ・沿道の植栽の推進	
	③歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化体験の場の確保	・歴史散策道の整備の促進	
	④生産基盤の 保全・充実	●生産機能の確保	・環境との調和に配慮した生産基盤整備の推進	
●防災機能の増進		・畦畔の補強等の推進		
⑤農業をつうじた交流の場の創出	●農業体験・食育の場の活用	・農業体験の推進		
里山エリア	①里山の保全・活用	●里山の適正な維持管理	・森林整備の促進 ・市民活動を通じた里山保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 除間伐等の維持管理活動 不法投棄の防止対策 ピオトープづくり 植林等のグラウンドワーク 法令等による貴重な動植物の保護 環境調査 モニタリング調査 自然体験 歴史体験 学習イベント 自然探勝等への活用 木材・林産物の活用
		●自然体験の場の確保	・遊歩道等の整備の推進	
		●野生鳥獣との共存（鳥獣害防止対策）	・育成林整備の推進	
②歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化体験の場の確保	・歴史散策道の整備の促進		
集落エリア	①まちなみ景観の保全	●まとまりある景観の保全	・秩序ある土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為・土地利用等の規制・誘導 清掃美化活動 ごみのポイ捨て対策 植栽等のグラウンドワーク 地産地消運動 地域の歴史・文化の保存・継承 歴史・文化財の歴史散策への活用 ボランティアガイド
	②集落周辺緑地・スペースの創出	●緑地の確保	・植栽・植樹の推進	
		●オープンスペースの確保	・公園・広場の整備の推進	
	③生活環境基盤の充実	●快適性・安全性の確保	・下水道等の整備の促進 ・集落道路の整備の促進 ・防災関連施設の整備の推進	
	④歴史・文化資源の保全・活用	●歴史・文化的景観の保全	・歴史的建造物等の保護対策の促進	
●歴史・文化体験の場の確保		・歴史散策道の整備の促進		

IV 地域別環境配慮方針

地域区分

農村環境における地域区分は、地域特性を反映させることが重要となります。このため、旧来から地域に根づいた歴史や伝統など、地域のまとまりを重視し、旧市町単位を基本とした地域区分を下図のように設定します。

また、旧姫路市においては、農用地を有する農村地域が東西に分けられることから、姫路東部と姫路西部に区分しました。

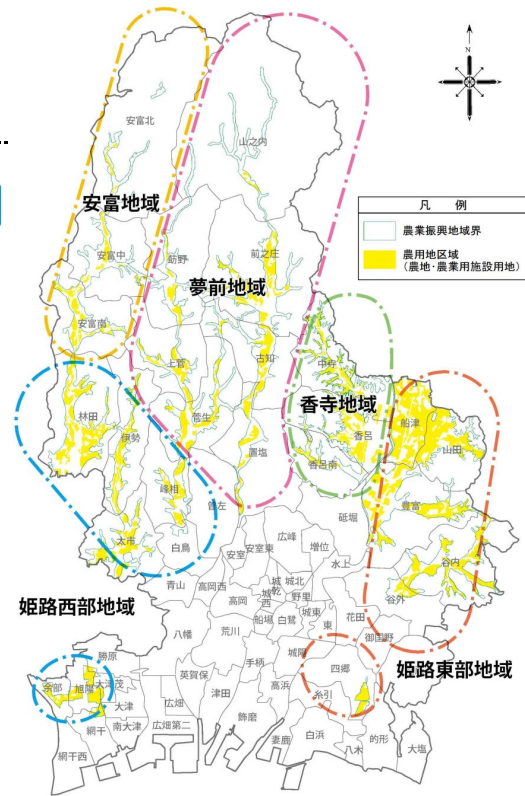


図. 地域区分

地域別における環境保全の基本方針

① 姫路東部地域 「水・緑・歴史がおりなす風土記のまち」

優良農地と豊かな自然環境を良好な状態で保つとともに、歴史的まちなみや史跡等の歴史文化遺産等を活用した地域の魅力を楽しむ農村づくりに努めていきます。

② 姫路西部地域 「豊かな自然と歴史に包まれた田園文化のまち」

書写山や桜山貯水池をはじめとする豊かな自然環境と菅生川・大津茂川・林田川流域に広がる田園地域の保全、地域に点在する歴史文化遺産の保全・活用に努めていきます。

③ 夢前地域 「豊かな自然を活かす ふれあいと交流のまち」

清流夢前川と菅生川や雪彦山をはじめ、良好な田園環境の保全に努め、観光・交流に豊かな自然を活用するなど、魅力ある環境の創出に努めていきます。

④ 香寺地域 「文化が香る ゆとりと潤いのある田園居住のまち」

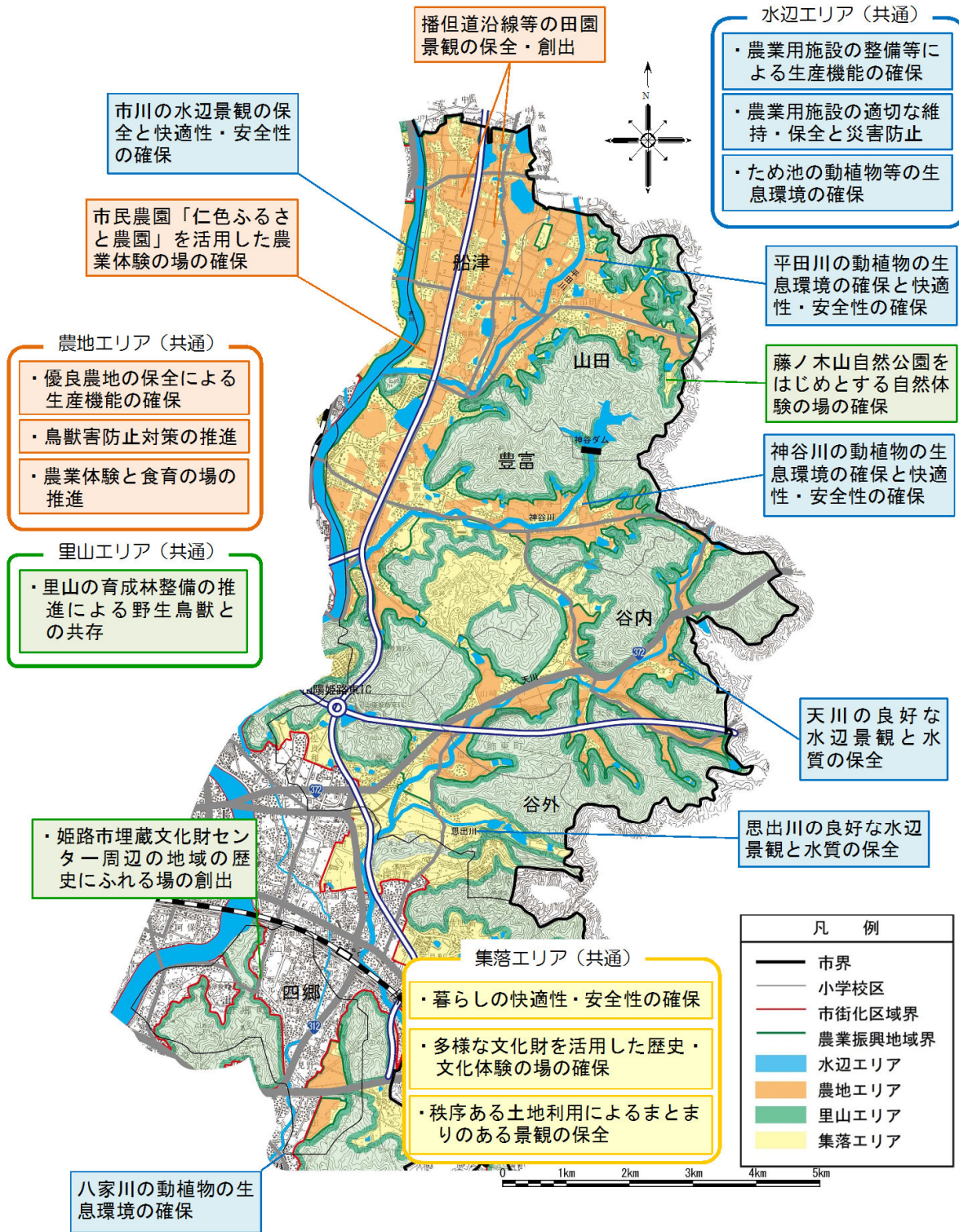
西播丘陵が広がる丘陵・田園地域として、優良農地の保全を図り、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある集落の形成に努めていきます。

⑤ 安富地域 「ふるさとの原風景が残る癒しのまち」

雪彦山や鹿ヶ壺等の水と緑と案山子が織りなすのどかな田園風景など、魅力あるふるさと景観の保全を図り、心の癒しの場として活用を図っていきます。

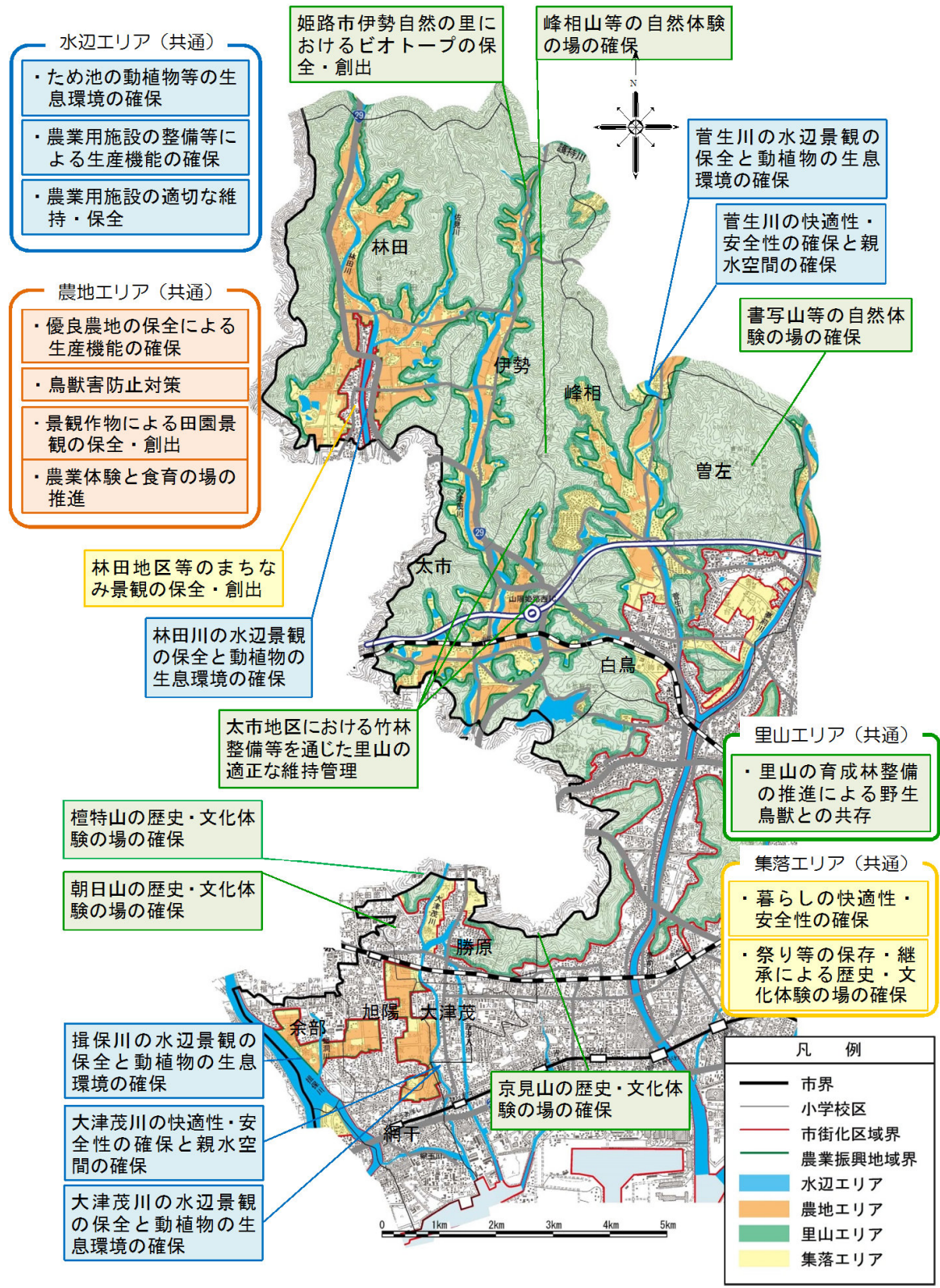
姫路東部地域の環境保全方針図

水・緑・歴史がおりなす風土記のまち



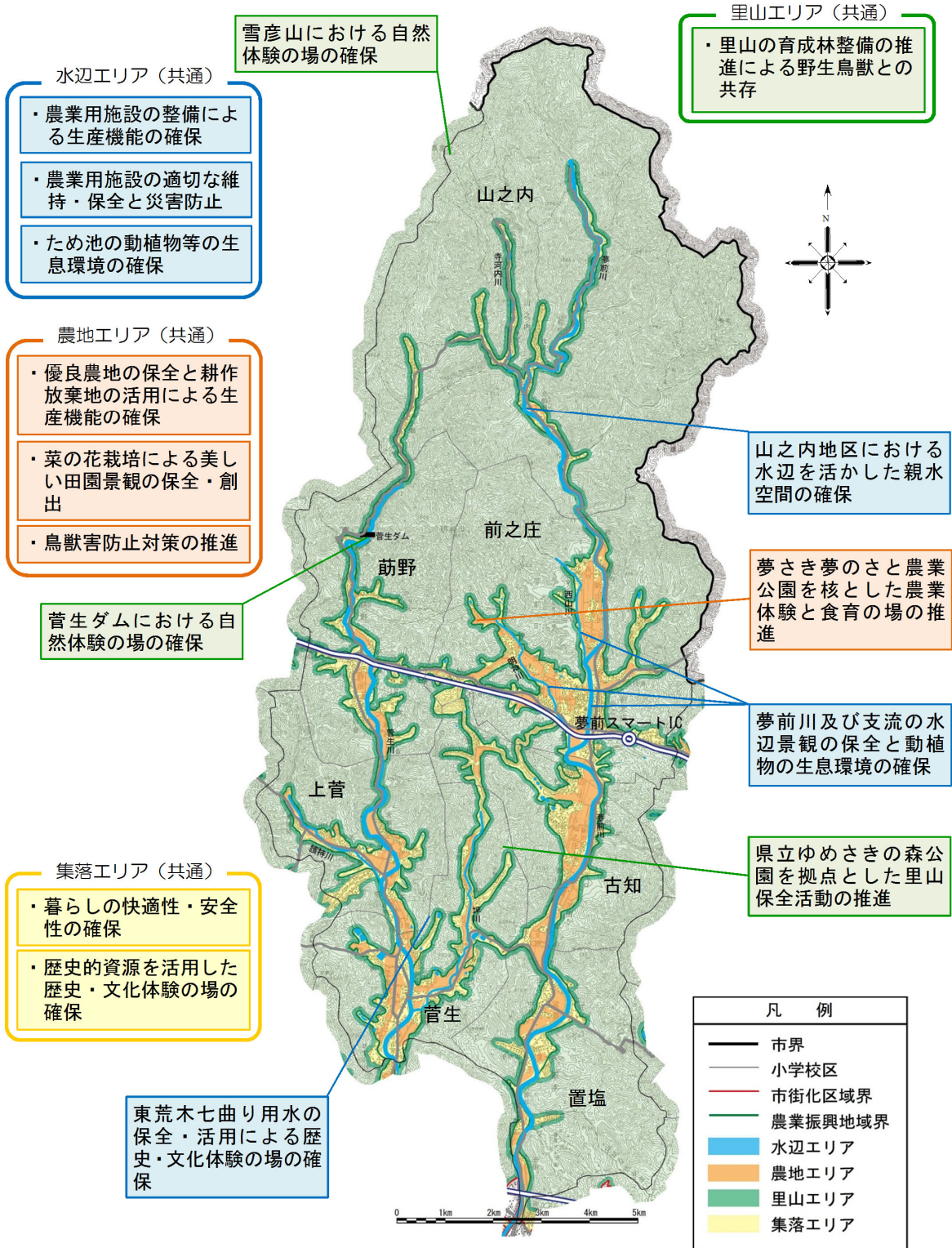
姫路西部地域の環境保全方針図

豊かな自然と歴史に包まれた田園文化のまち



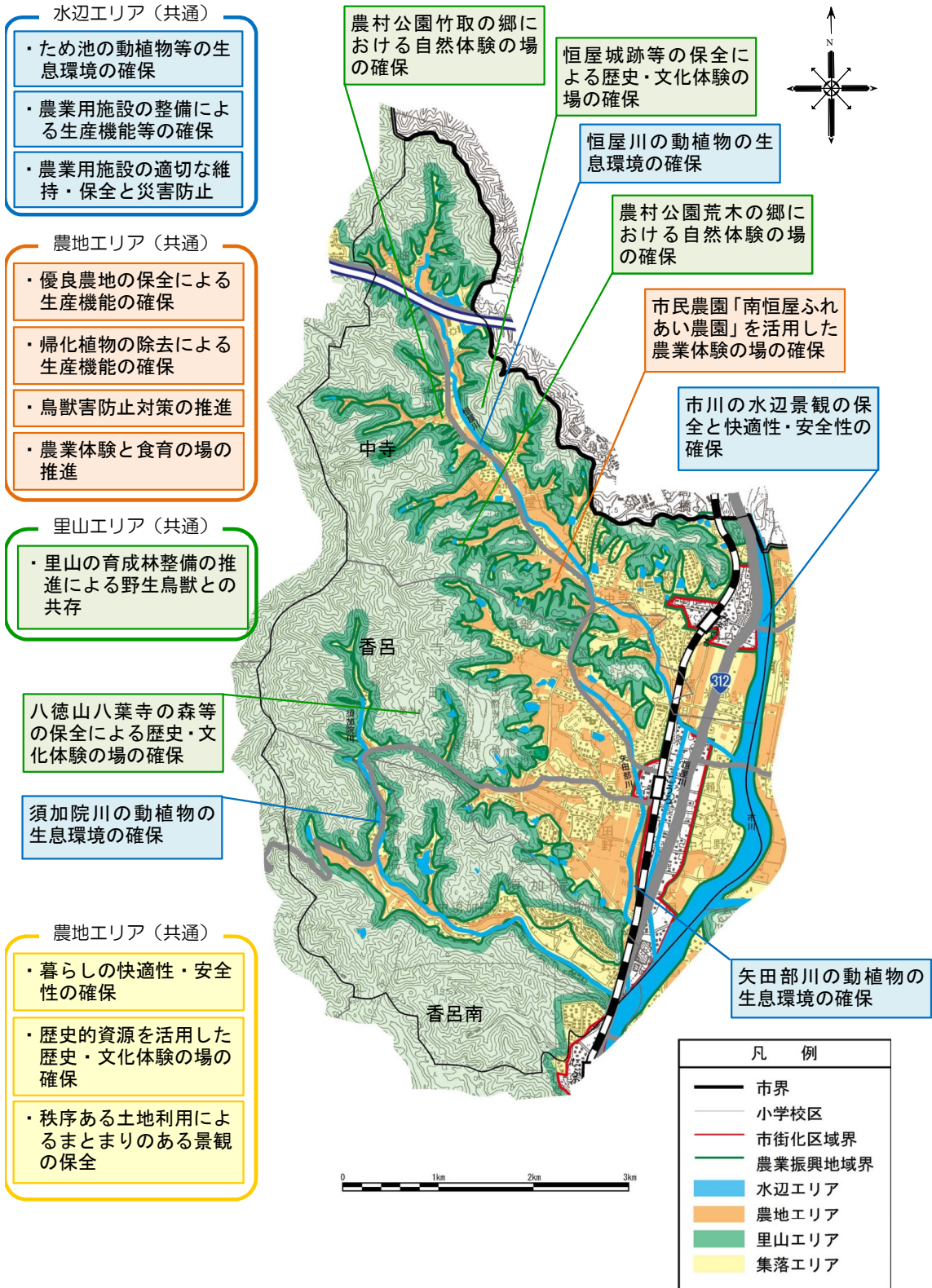
夢前地域の環境保全方針図

豊かな自然を活かす ふれあいと交流のまち



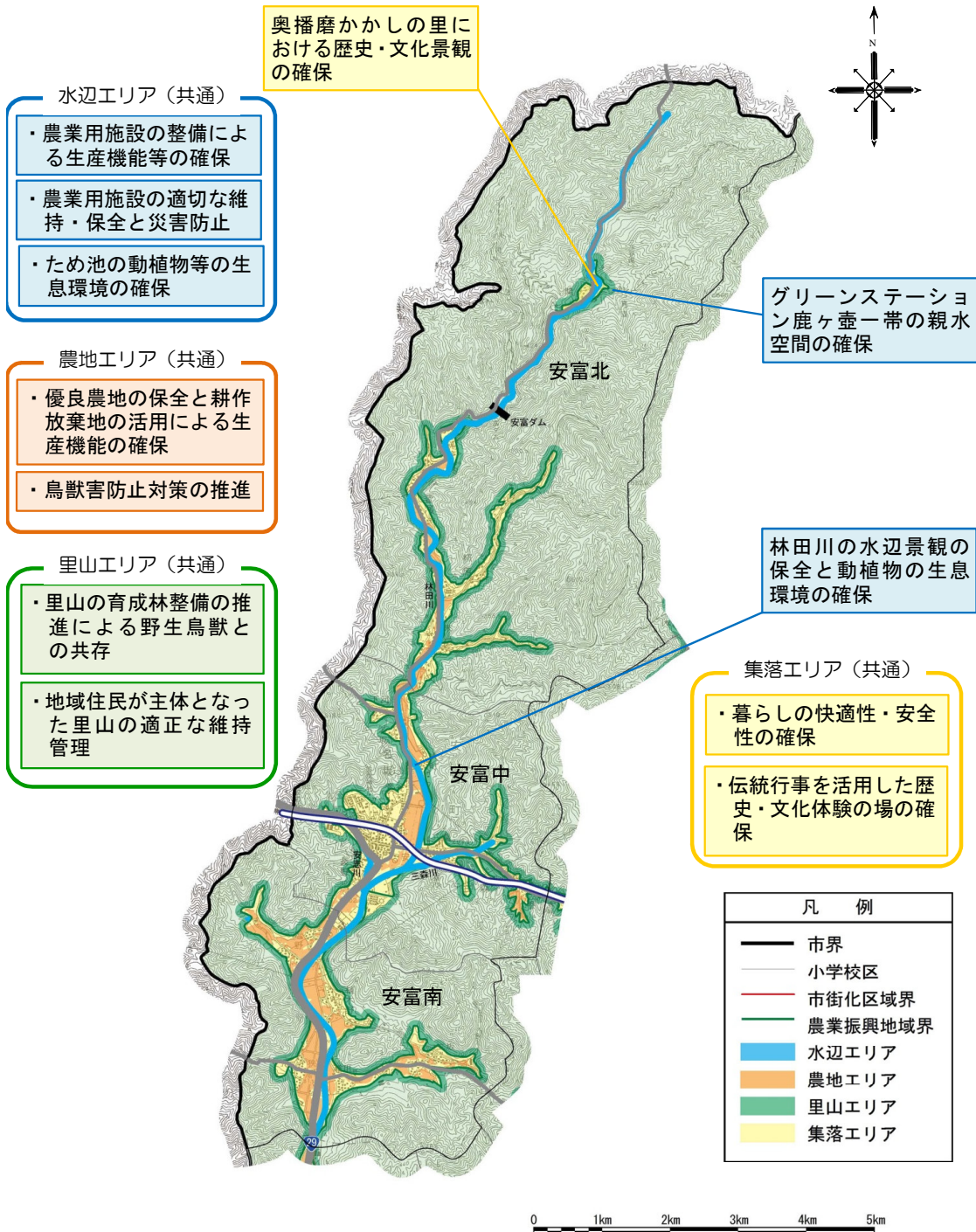
香寺地域の環境保全方針図

文化が香る ゆとりと潤いのある田園居住のまち



安富地域の環境保全方針図

ふるさとの原風景が残る癒しのまち



V 計画の推進

計画の推進体制づくり

本計画は、今後の農村環境の保全の基本的な方向性を示したものです。しかし、姫路市の農村環境については、農業農村整備事業だけでなく他の公共事業の実施の際にも本計画に示すような「環境との調和への配慮」を実践することが望まれます。さらに、関係各課が連携・調整を図り、環境施策への財源の確保等といった実効性を高める推進体制の確立に努めることが重要となります。

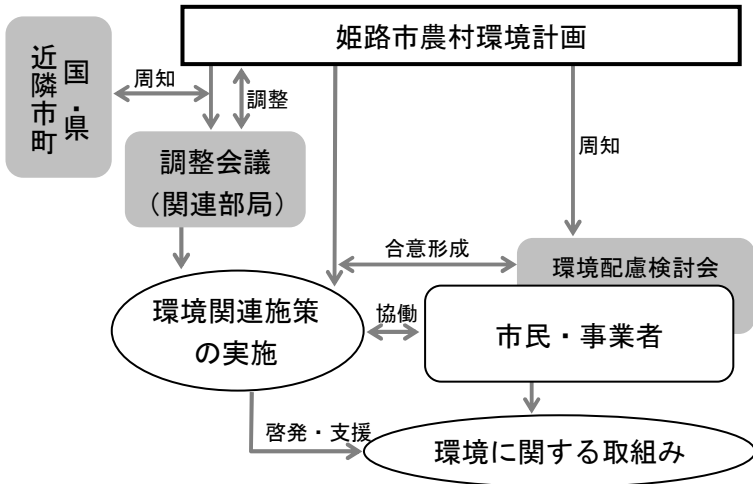


図. 農村環境計画の推進体制

このため、行政内の環境施策の調整を図る会議を必要に応じて開催し、農村環境計画の進行管理を着実に進めていくこととします。

また、本計画に基づく「環境との調和に配慮した農業農村整備事業」を推進していくためには、受益者や施設管理者はもとより、広く地域住民の理解と協力を得ることが必要となります。このためには、事業のできるだけ早い段階から関係者の参加を呼びかける必要があります。個別事業においては、関係者の合意形成を図るために必要に応じて環境配慮検討会を開催することとします。

環境との調和に配慮した農業農村整備事業の進め方

環境との調和に配慮した農業農村整備事業を進めるにあたっては、事業の調査・計画・設計等の各段階で環境配慮に対する検討を行うことが重要となります。そのため、客観性と透明性を確保しつつ、地域の意向を充分踏まえたうえで、本計画に基づく環境との調和への配慮を推進します。このため、各段階での市民参画の場を確保していきます。

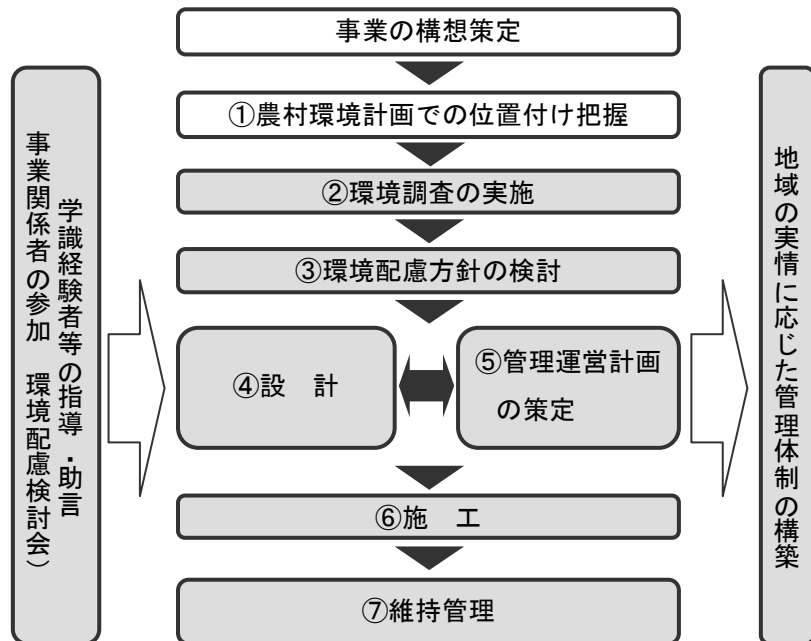


図. 今後の事業推進フロー

VI 計画策定の経過

計画の策定体制

計画策定においては、計画内容を審議する策定委員会を設置するとともに、地域別整備計画（地域別の環境配慮方針）の立案にあたっては、地域の意向を計画に反映させるべく、地域集会を開催しました。

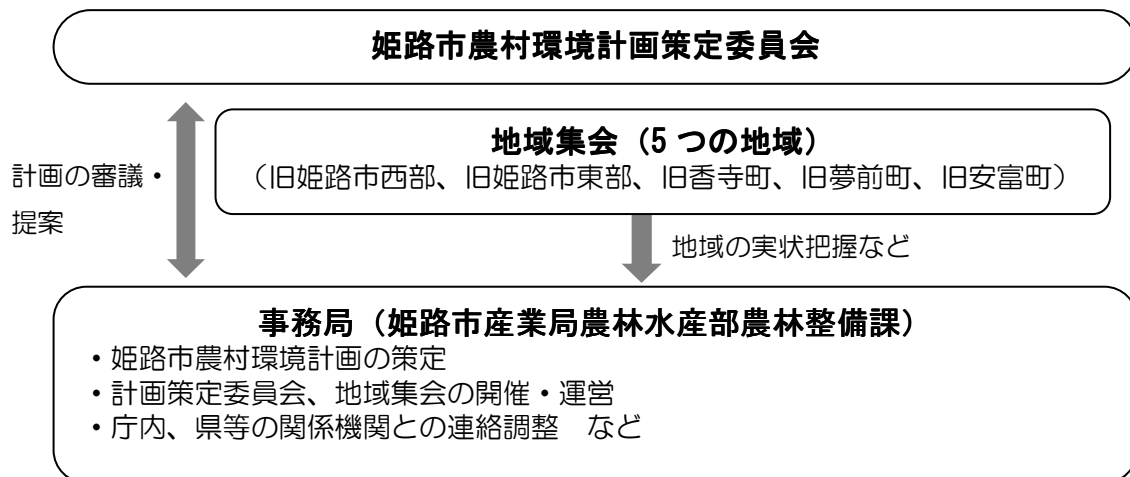


図. 見直しの体制

策定委員会・地域集会の開催

● 策定委員会

第1回策定委員会（平成27年3月4日）

検討事項：計画策定の趣旨・進め方、現況調査、現状及び課題の整理

第2回策定委員会（平成27年7月28日）

検討事項：基本構想及び広域的環境配慮方針の見直し、地域別環境配慮方針等立案に向けた地域集会の開催について

第3回策定委員会（平成28年1月20日）

検討事項：地域集会結果報告、農村環境計画（計画編素案）の審議

第4回策定委員会（平成28年2月25日）

検討事項：農村環境計画（案）の審議



● 地域集会

姫路東部（平成27年11月17日）出席者：28名

姫路西部（平成27年11月18日）出席者：32名

夢前地域（平成27年11月10日）出席者：32名

香寺地域（平成27年11月11日）出席者：17名

安富地域（平成27年11月27日）出席者：17名





発行日：平成 28 年 3 月

編集：姫路市産業局農林水産部農林整備課

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

TEL：079-221-2483 FAX：079-221-2473